

香川働き方改革推進本部 設置要綱

1 目的

労働者の心身の健康確保、仕事と生活の調和、女性の活躍推進等の観点から、法定労働条件の履行確保を前提とした上で、個々の企業において、労使の話し合いを通じて、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、始業及び終業の時刻の設定の見直しなど、従来の働き方を見直す「働き方改革」を進めていくことが求められている。

「『日本再興戦略』改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）においても、「新たに講ずべき具体的施策」として「働き方改革の実現」が掲げられ、その具体策として「働き過ぎ防止のための取組強化」が明記されるなど、長時間労働対策の強化が政府としての喫緊かつ重要な課題となっている。

また、平成26年11月28日に施行された「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）の基本理念として、「仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること」、「地域の特性を生かした（中略）魅力ある就業の機会の創出を図ること」が掲げられており、働き方改革の実現に向けた取組はこれらにも資する。

特に、香川県下においては、総実労働時間が全国と比較して長い状況にあり、長時間労働の解消を始めとする働き方改革の実現は、人口の県外流出を防ぎ、地元企業に優秀な人材が就職し、定着することにも資すると考えられる。

こうしたことから、働き方改革の実現に向けた取組をさらに強化するため、企業トップへの働きかけや地域全体の気運の醸成を図ることを目的とする。

2 設置

働き方改革の実現に向けた対策を推進するため、香川労働局に、香川働き方改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

3 構成メンバー

本部長	香川労働局長
副本部長	香川労働局労働基準部長
本部員	日本労働組合総連合会香川県連合会会長 香川県経営者協会会長 （一社）香川労働基準協会会長 香川県商工労働部長 香川労働局職業安定部長 香川労働局雇用均等室長
事務局長	香川労働局労働基準部監督課長

4 実施内容

- (1) 働き方改革の推進のための取組方針の決定
- (2) 働き方改革の推進のための団体・企業のトップへの働きかけ
- (3) 働き方の見直しに向けた地域全体における気運の醸成
- (4) その他働き方改革の推進のために必要な取組

5 会議

構成メンバーによる協議及び情報交換等を行うため、本部長は、必要に応じ会議を招集する。

6 庶務

本部の庶務は、香川労働局労働基準部監督課において処理する。